

第10回山口県本人確認情報保護審議会 議事録

1 日 時 平成25年1月11日金曜日 10:00から11:30まで

2 場 所 山口県庁12階 地域振興部1号会議室

3 出席者

(委員) 高杉委員、松野委員、松村委員、若崎委員

(事務局) 守田地域振興部次長、坂本市町課長 外3名

4 議事等

(1) 会長選任等について

(2) 条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について

(3) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について

5 配付資料

資料1 山口県本人確認情報保護審議会について

資料2 条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について

資料3 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について

【事務局】

それでは、本日はお忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、山口県本人確認情報保護審議会を開催いたします。

会議に先立ちまして、守田地域振興部次長が御挨拶を申し上げます。

【地域振興部次長】

地域振興部次長の守田でございます。よろしくお願いたします。本日は部長が所
要で不在ですので、私が山口県本人確認情報保護審議会の開催に当たりまして一言ご
挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、平素から県政の推進に格別のご理解とご協力をいただいておりますことに対し、厚くお礼申し上げます。本日は、新年早々の開催ということで、ご多
忙の中ご出席いただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日の審議会は昨年7月の委員改選後初めての開催となります。今回新たに
委員になっていただいた方もいらっしゃいますので、若干これまでの経緯についてお
話させていただきます。御案内のとおり、平成14年8月、住民サービスの向上と行
政事務の効率化の観点から、全国共通で本人確認が可能となるシステムとして「住民
基本台帳ネットワークシステム」いわゆる「住基ネット」が稼働したところですが、

プライバシー侵害への不安などの面で、個人情報保護の観点から様々な議論がなされたところです。

このため、住民基本台帳法に基づき、情報の保護に関する事項等について、調査、審議及び建議をいただく場として本審議会を設置し、これまで、委員の皆様のご意見を踏まえながら、「住基ネット」の安定稼働とセキュリティレベルの向上に努めているところです。おかげをもちまして、稼働から10年を経過したところですが、大きなトラブルもなく、順調に稼働しております。

一方で、住基ネットが保有する本人確認情報の効果的な利用、せつかくのシステムでございますので、求められることから、本県では、平成18年度の本審議会において、県事務における本人確認情報の利用についてご承認をいただき、平成19年3月には「本人確認情報の利用及び提供に関する条例」を公布・施行し、利用について、順次その対象事務を拡大しているという状況です。

本日は、利用の拡大についてお諮りし、答申いただくほか、住基ネットの運用状況等についてもご報告をさせていただきたいと考えております。

どうか委員の皆様のご意見、ご提言をいただきますようお願い申し上げます、私のあいさつといたします。

【事務局】

(各委員を名簿順に紹介)

【各委員】

(挨拶)

【事務局】

この本人確認情報保護審議会は、住民基本台帳法に基づき設置された審議会であります。会の目的は、知事の諮問に応じ、本県における本人確認情報の保護に関する事項について調査・審議し、必要な場合には知事に建議していただくものとなっております。

それでは、次第に沿って議事に入らせていただきます。

まず、次第(1)会長選任等についてでございますが、このことにつきましては、山口県本人確認情報保護審議会条例第4条第1項の規定により、委員の互選によることとなっております。どなたか御推薦される方がいらっしゃいましたら、お願いをいたします。

【松野委員】

僕、先ほど言いましたように、最初からずっとこれ参加してるんですけど、前は弁

護士の高村さんですか、会長さんを引き受けていただいて非常によくやっていただきましたけど、また松村弁護士さんにお問い合わせできたらと思います。

【事務局】

ただいま会長は松村委員さんという発言がございましたが、よろしいでしょうか

【各委員】

(異議なし)

【事務局】

それでは委員の皆様のご賛同を得ましたので、松村委員さんに会長をお願いしたいと思います。松村会長さん、会長席のほうへどうぞお移りください。

それでは、会長さんから御挨拶をお願いいたします。

【会長】

(あいさつ)

【事務局】

ありがとうございました。それでは、今後の議事進行につきましては、松村会長さんをお願いいたします。守田地域振興部次長につきましては、ここで退席をさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。それでは松村会長さん、よろしくをお願いいたします。

(地域振興部次長 他の公務のため退席)

【会長】

では、まず本人確認情報保護審議会の条例第4条第3号の規定によりまして、会長職務代理者の指定を行います。会長職務代理者は、やはり一番御経験のある松野委員を指名したいと思います。よろしゅうございますか。

【松野委員】

はい。

【会長】

では、よろしくをお願いいたします。

本日は、事務局より議事のほうの説明を受けまして、その後委員の皆さんの質問、御意見をいただくこととしたいと思います。

また、本審議会は、山口県情報公開条例第21条の規定によりまして、原則として公開するということになっております。ただ、個人情報や法令上秘密にすべき事項を審議する場合などは、議事の内容により非公開とすることができることにもなっております。事務局のほうからは、本日そのような事項を審議する予定はないというふ

うに聞いておりますが。いかがでしょうか。

【事務局】

特に個人情報や法令上秘密にすべき内容はないと考えております。

【会長】

それでは、原則どおり公開して審議を進めたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、本日の議事全般について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、本日の全般について御説明させていただきます。座らせて説明させていただきます。

まず資料1と右肩に書いてある資料をごらんください。資料1の項番1、審議会の概要等の(2)審議事項をごらんください。これにより御説明させていただきます。

会の審議事項は2点ございまして、1点目は本人確認情報保護に関する事項について、知事の諮問に応じ、調査審議し建議することです。本日の審議会においては議事の(2)で予定しております「条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について」知事から諮問をさせていただき、各委員の皆様による審議を経て、答申をお願いしたいと考えております。

2点目として、法が禁止しております契約者等に対する住民票コードの告知の要求や住民票コードをデータベース化するといった違反行為に対しまして知事が中止命令を発する場合には、本審議会の御意見を聞かなければならないとされておりますが、本年度、本県においてはこれに関する事件はないものと事務局としては認識しております。

このため、本日の審議会では、先に申し上げた「条例による本人確認情報の独自利用の追加について」御審議をいただくものであります。

また、法に基づいた審議事項ではございませんが、議事の3番、報告事項として住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等についても報告をさせていただきますので、あわせて委員の皆様の御意見をお伺いしたいと考えております。

御説明は以上です。

【会長】

それでは、議事の(2)条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について、この議事について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

まず、先ほども申し上げましたとおり、この議事については、知事からの諮問に対し審議会から答申をいただくという形になっております。つきましては、知事からの諮問書を会長にお渡しさせていただきます。また、ほかの委員の方にもコピーをお渡しいたしますので、どうぞよろしく申し上げます。

【会長】

ただいま知事のほうから本人確認情報の利用及び提供に関する条例に規定する事務の追加についてという内容について諮問を承りました。

では、この議事につきまして、事務局より具体的に説明をお願いいたします。

<議事（２） 条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について>

- ・事務局から資料に沿って説明

【会長】

どうもありがとうございました。では、ただいま事務局から説明がありましたことについて、委員の皆さんのほうから御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。 松野委員。

【松野委員】

まず、この表の今までもずっとやってきたつけてる表、資料の5ページです。21年度、22、23年度の3年間の一番下の合計見ると1万1,000から2万件ぐらいになってるわけですね。かなり数が使われているということで、全体の県庁の、県の扱う事務として少ないかもしれませんが、効果はあるというふうな気はします。

それで、特にこれを見ると、今の話だと添付するというよりももう一つの、何でしたっけ、公用請求、そのところが大きいわけですか。納税通知書のところと、あと心身障害者のところが多くでてますから。実際のところは県庁の中の業務が、やっぱりこれによって軽減されるということが大事だと思うんですけど、実際のこの担当部署の人たちの感触はどんな感じですか。やっぱりこれで相当助かってきたような感じとか、効果は出てるという感じですか。そういう評価はありますか。

【事務局】

特に今年私が直接聞いたのは、この地方税に関する中で、自動車税の納税通知書を送るのが、5月ぐらいから送り始めて非常に短いスパンで住所を調べて、新しい住所

に送らなければいけないということで、郵送でこの請求することになると、行って返って1週間近くかかるのが住基ネットだともう1日、2日で終わってしまうので、役に立ったというふうに聞いております。

【松野委員】

これを見るとこの事務の大きい山口県心身障害者扶養共済制度のところですけども、21年から22年のところで、どんどん3倍近く、2、3倍ぐらいになってますけど、これは何か理由があったんですか。

【事務局】

これは聞かないとわからないところはあるんですが、最近では現況確認で毎月1回使っておりますので、その影響が出ていることもあると思います。

【松野委員】

あと、前もたしかこの資料2の4ページのコスト削減効果及びセキュリティーについての検討というところで、住民票添付に代える場合は年間100件以上の利用が、こういうときに専用端末を設置するということですね。たしか前の会議で住民票添付に係ることですけど、うちのこどもが1人、県立学校に通ってるんですけど、住民票を出さないといけないと、高等学校。あれがもしなくなったら、実際ちょっと住民票を取りに行けばいいだけの話なんですけど、それを思ったんですけど、もしそれができたらすごい負担軽減にもなるし、件数もすごいふえるので効果は絶大のような気がするんですけど、ただこれ、端末の話がたしか問題になったんですね、そのときに。各高等学校に端末を置く、100人以上入学者がいればできることになるんですか、理屈でいうと。

【事務局】

そうですね、大体は1学年に100人以上はいらっしゃる学校が多いと思いますので、この基準だけでいくと可能なんですけど、この教育庁の担当の意見も聞いたところ、4月の入学時期だけ、本当に最初しか使わない。そこだけで100件以上っていうのが来ると、住基ネットの1台端末があるだけでは、とてもちょっと事務がさばき切れないというふうに聞いております。

【松野委員】

そこをちょっと何とか、工夫の余地とかはないんですか。

【事務局】

どこか集中設置するとか。

【松野委員】

難しい方法、難しいような気がするけど、他方、今言ったように、効果はかなり大きい話という気もするので、他の委員さんの意見もちよっと聞いてみたいなという気もしますけど。とりあえず。

【会長】

ありがとうございました。今は、今回議題になっているもの以外にも事務を追加したらどうかというお話でしたけども。

【松野委員】

またこの分が終わってからでもいいです。

【会長】

今回問題になっているのは、対象事務が3つありますが、これを加えることについて、何か御質問、御意見等ございますか。ないようでしたら私から質問してもいいですか。

まず、今回問題になってるアとイについては、資料3の5ページの一覧表の債権管理に関する、これになるんですか。

【事務局】

はい、条例事務の中の債権管理に関する事務の中に一例として加えると。

【会長】

それで、例えば銀行がお金を出してて、銀行が借主の住所がわからなくなった場合に住所確認をすると、これとほぼ同じことに考えていいんですよね。そうすると、銀行なんか例えば住民票請求しても出てこないんですが、今まで県がこうことをやる場合に公用請求したら、住民票が取れてたわけですね。

【事務局】

そうです。

【会長】

その根拠を教えてください。

【事務局】

根拠は、そうですね、条例に定められてる場合は条例で貸し付けたお金について必要であるということ。

【会長】

貸付けに関する条例にそういうのができるっていうのがあるんですか。

【事務局】

住民票が請求できるまでは書いてないんですけど、県が県の事務としてやる場合は住民票が請求できるというふうに。

【会長】

一般的な規定があるわけですね。

【事務局】

はい、住基法上の規定になっておりまして、あとは県事務として当たるかどうかというところだけです。

【会長】

わかりました。それで、その次に、これが今まで交付請求に限られて、住基ネットに加えられてないと、先ほど言いました5ページの一覧表によりますと、債権管理に関する事務の中でも、同じようにいろんな貸付けに関する事務については、これまでに加えられた事務ですよ。こっちは、今、今回問題になってるのは、このうちには加えられていないということ。

【事務局】

件数がこれまでは、債権の中身についてどこまで調べているかっていう話もあるかもしれないんですけども、件数がそれほど多くなかったために、公用請求してもいいんじゃないかっていう意識が事務担当課にあったということも考えられます。

【会長】

そうすると、それほど必要性がなかったんですか。

【事務局】

はい。

【会長】

この度はその必要性があるっていうのを、ちょっともう一遍説明してください。

【事務局】

先ほど御説明させていただきましたとおり、この2つの債権につきましては、今年度に相続人調査っていうのを実施しております。この債権の回収にかかっている債務者を特定をしております、今後、これらの方に督促状を送る機会が、これまでと比べて大幅に増加することが見込まれております。文書をいっぱい送るっていうことは、そのうちの何割かは宛先不明で返ってくるっていうパターンもあり得ると思っておりますので、そういった方について住基ネットを使う機会が、これから相続人調査とかしていなかったときと比較すると増えてくると考えられます。

【会長】

今まで特に債権管理をあまりしてなかったけども、これからそれに力を入れるので。

【事務局】

あまりしてなかったというか、人権の問題もあろうかと思えますけども、県が持っている制度融資っていつ発生したのか、それから約定による償還期限がいつごろかとか、それから、会長はよく御存じでおられますけども、最終的には訴訟ということになる、訴訟で回収していく。そのタイミングがありまして、今まであまり本気でやってなかったというわけではありません。

【会長】

なぜ突然出てきたかってあるんです。

【事務局】

基本的には資産がある場合は、資産を処分したり、抵当権を設定したり担保を取ったりとかいろいろしてまして、そういった建物、設置した建物とか、そういったものをまず処分して債権管理に充てると、債権管理保全するというようなことをやってきてると思うんです。

【会長】

今のは、支払いが滞った場合の話だと思うんだけど。

【事務局】

はい。先ほどの償還の時期とかは当然あるんですけど、滞ったり、例えば、倒産といますか、要は継続償還できないところ、そういったようなところについて、まず資産がある者については資産、それから代表者とかにも当然ありますけども、そういったものがあって処分を終えて、それで次にどこまで今度は個人に請求していったりするとかいうような流れになっていて、事案によってそれぞれ違うとは思いますが、

【会長】

そういった必要性がでてきたということ。

【事務局】

はい、説明の中にも裁判を始めたというのもありましたけれども、そういった個人にどんどん請求していく必要があるんじゃないかという方向性もあって。具体的な方針であるとかは所管課でないと説明できない部分もありますけども。

【会長】

もうその必要性がないっていうのは。

【事務局】

要は融資に対する債権回収の状況が非常に厳しい時代になってきて、その中でもそういう金額の大きい部分、その方針、対応方針に我々としても住基ネットの所管課として対応していきたい、呼応していきたいという方向です。

【会長】

ですから、今の話ですと、所管課からこういったことがこれから必要になってくるので、事務の効率化について必要性があるという理解で。

【事務局】

もともとスタートは、会長はよく御存じだと思いますけれども、債務先のところに行って話し合いで解決させればいいんですけど、それがだんだん難しくなっているという状況の中での方向性ということです。

【会長】

県行造林の契約というのは、そろそろそういった契約期間が満了してくるということですか。

【事務局】

はい。もう大部分が25年から27年度に満期を迎えるという状況です。

【会長】

そういったことで、従前の債権管理に関する事務、ア、イについてに加えて、そういった2つの事務の要請が出てきたということのようです。

ほかに何か御意見、御質問がありますか。特にこういった事務の経過について問題じゃないかとか、そういった御意見は。

【若崎委員】

今、県行造林のところ、3県ほど先進してやられてるっていうのを説明されてたんですけど、その県のところ、うまくいってるんですか。数が少ないのもどうなのかなど。

【事務局】

聞いてみたんですけども、やっぱり地上権の期間が、山口県も20～50年くらいと聞いております。他県も同じぐらいの期間で、とりあえず条例には書いてみたけど、ちょっと私が聞いた何県かでは、まだあんまり使ったりした例がない。ただやっぱり山口県の場合だと平成25年からそういう機会がふえていくだろうというということで今回提案させていただいたということです。

【会長】

ほかに何かありますか。

では、御意見、御質問等も出尽くしたようですが、今回提案のありました事務を追加する点では特に反対はないように思います。つきまして、諮問のあった事項につきましては、異議なしということで答申したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【各委員】

(異議なし)

【会長】

では、答申書の作成につきましては、私に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、続きまして、報告事項に入りたいと思います。住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等についてということについて、事務局のほうから報告をお願いいたします。

<報告事項 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について>

- ・事務局から資料に沿って説明

【会長】

ただいま事務局から説明がありましたけれども、委員の皆さんのほうから御質問、御意見がありましたらお願いいたします。松野委員。

【松野委員】

じゃあ、まずこの資料3の2ページの機器更改時期、機器更改です。これ、いまのシステムを都道府県に今、各47都道府県それぞれにサーバーが、それ、1カ所の場所に集めるということですね。

【事務局】

そうですね。

【松野委員】

日本のどこかに置かれるんだと思うんですけども、例えば、銀行のシステムとかは、やっぱりオンライン化されててサーバーがあるんですけど、あれは例えば東京にあるとしたら、もうちょっと大阪に置くとか、そうやって例えば東京が地震でやられてももう片方が残ってる、多重化っていいんですけど、そういうことがされているんですけど、今回の都道府県のところの各1カ所にあるやつを全部一つにまとめるという

ことになる、そこがやられると一気にやられるわけですが、ただ、このちょっと図をよく見ると、集約後のところに集約センターと全国センターがあって、相互補完って書いてあるので、恐らくここでさっきと同じような、銀行と同じようなことをやるんじゃないかと思うんですけど、それはそういうことになってるんですか。

【事務局】

はい、おっしゃるとおりで、全国センターと集約センターは、今考えられている基準だと100キロ以上離れた場所に設置するということになっています。

【松野委員】

近いのは近いですね。

【事務局】

あとは、電力会社の管区が違うとかそういう条件があります。

【松野委員】

条件はあるんですね。

【事務局】

同時に被災しないようにということを前提に場所を設定するというふうに。

【松野委員】

じゃあ、一応そういうコンセプトでつくってあるということですね。

それから次に、4の住基カードの交付状況の、次のページのところですけど、下関さんがこれ、ずっとこの多目的利用されてるので、この数が大きいんだと思うんですけど、具体的な数が大きければ交付枚数っていうのは上の表にありますけど、これ、このうちほとんど下関ですか。

【事務局】

6万9,000件のうちの2万8,000件が下関です。

【松野委員】

2万8,000件。他市町のところもそこそこ出ているということですね。

【事務局】

そうですね、2%から4%ぐらいの普及率。

【松野委員】

大きいのは大きいですね。

【事務局】

そうですね。

【松野委員】

和木町のほうには利用が多い理由はわかりますか。

【事務局】

わからないですけど、やっぱり住基カードを持つメリットとして、住民票がよその市で取れるということがあるので、和木町だと大竹市とか岩国市に生活圏があるということも考えられます。

【松野委員】

それはそうかもしれませんね。こういうのは、僕も住基カードを市役所でもらいましたけど、住民の利便にかかわることだから、ぜひ住民票とかが全国どこでも取れると、こどもの一人が東京で勉強してるけども、便利なので県としてもこういうのを推進してもらいたいという気がしますけども、なかなか難しいこともあるかもしれませんが、住民に直結するようなことはぜひ入れるといいんじゃないかなと。

それから、セキュリティー対策のところです。冒頭に言いましたように、この住基ネット自体のネットワークのハードルやらインフラの部分は非常によく、セキュリティーがちがちにできてるんです。問題はなくてと思うんですけども、一番何か事件が起こるとしたらヒューマンエラーのところ、これ、前からこの会議のとき何回も言ってきたことなんですけれども。ですから、ここの自己点検とか監査法人による監査とかありますけど、これは非常に重要なことで、これはぜひちょっとこれからも実行していかないといけないと思うんですけど、ちょっと気になったのは、山口県平均が平成20年から全部3点なので、全ての市町が満点ということになりますかね。

【事務局】

平均なんで3点となっているんですが、131項目中3項目ぐらい3点ではないので、厳密にいうと2.99・・・点ということです。

【松野委員】

いずれにしても高いので、これで多分監査するほうも受けるほうも、チェックリストについて固定化されていて、もうこつがわかっているんじゃないかなっていう気がちよっとするんです。そうだとしたら、やはりちょっとチェックリスト自身を更新していくようなことをしないと緊張感持てないし、最初に言ったようにヒューマンエラーのところ、これは起こるとすればそこなので、ここの部分は県の仕事じゃないのかもしれませんが、総務省がやってるんですかね。

【事務局】

はい。

【松野委員】

この部分のところはもうちょっと県としても留意してもらって、何か機会があったらそういうこともちょっと上のほうに上げてもらうといいんじゃないかなという気がします。以上です。

【会長】

ほかに何かありますか。

じゃあ、私から、今松野委員も言われましたようにやっぱりセキュリティーが一番気になる場所なんですけど、先ほど追加されました3つの事務につきまして、4ページの説明によりますと、市町課及び各総合庁舎に設置する端末を共同利用ということなので、ア、イの事務だと経営金融課の担当者が市町課に行って利用する、こういうイメージなんですか。

【事務局】

はい。

【会長】

ちょっと流れというか、手続というか、その辺をちょっと説明していただきたいんですが、勝手に行ってできるわけじゃないと思いますので。その辺をちょっと説明していただけますか。

【事務局】

県の職員が住基ネットを利用するに当たっては、各課の担当者から私のほうに自分がこの業務で住基ネットを利用しますという申請書を出していただきます。そうすると、私のほうで、その人専用のICカードというのがございます。カードを作成して暗証番号を設定した上で、その担当者の方に渡します。それで、カードをもらった担当者が、カードは課で管理していただくんですけども、課で管理していただいたカードを担当の人が、自分が使いたいときにはその課の課長に申請して、この事務で使いたいからカードを貸してくださいっていう申請をしていただいて、カードを持って市町課に来ていただく。市町課でも、所定の書類、こういう事務で使いますということを書いていただいた上で、またチェックして、カードリーダーにカードを差して、暗証番号を入力した上で住基ネットを使っていくというそういう仕組みになっております。

【会長】

なるほど。どういった情報を取ったかというのは、当然記録されるんですか。こういうのを利用しますというところまではいいんですか、それを利用しますといった情報

があるわけで。

【事務局】

操作ログというものが残ります。

【会長】

そういうのを先ほど言われた監査しておるわけですか。

【事務局】

そうですね、ログはちゃんと残っているかとか、それをチェックしているかとか、そういうことも監査項目に入ります。

【会長】

はい、わかりました。

ほかに何かありますでしょうか。今回、初めてこういう、新しいメンバーで会議を開くわけですから、せっかくの機会ですから、先ほど松野先生、こういうのを広げたらどうかという御意見もありましたけども、せっかくの機会ですので何かありましたらお受けいたします。

【若崎委員】

この住基ネットのことについて、今まであまり知る機会がなかったんですけど、今回、ああ、こういうふうになってるんだという改めて知ることができて大変いい経験をしたと思います。

消費者問題ですと、大きな問題になってるのは高齢者被害に対する、いろんな詐欺事件が多くて、どうして情報がああいうふうに漏れるんだらうっていうふうを考えるときに、まさかこれがついていうのもなかったわけではなかったんですが、でも、こういうふうにはセキュリティーのところは、ちゃんと人が使うところがきちんとしてないと、やっぱり幾ら万全にしても難しいところもあるけど、今回話を聞いて、少しはこれは、ここはできてるのかなっていう思いは持ちましたが、本当にいろんなところから不正な情報が入ってきまして被害に遭うのも聞いてますので、一層このセキュリティーのところは十分気をつけていってほしいというのが希望です。

【会長】

せっかくですから高杉委員も。

【高杉委員】

私も、何も知識もなく委員になることが決まって、慌てて住基カードをつくったような次第ですが、先ほど松野先生言われたように、私の身内も子供が皆全部ばらばらにいまして、たまたま年末年始で1人が引っ越ししなければいけないことになりました

て、その保証人の関係で住民票を取ったりっていうのがあったりして、下関のようにこういったサービスっていうのが普及してくれば、普及する市町村がでてくればいいかなっていうのは感じました。

【会長】

ほかにはないようでしたら、これを本日の議事及び報告事項を終了したいと思います。皆様の御協力をいただきまして本当にありがとうございました。感謝いたします。

【事務局】

委員の皆様、大変お疲れさまでした。最後に坂本市町課長より御挨拶を申し上げます。

【市町課長】

お忙しいところありがとうございました。実は、昨年はこの審議会、開催しておりません。非常に運営が難しい審議会というふうに考えてます。見えない世界のことを、しかも高度な技術的な分野ですから、我々一般の行政マンでは十分に理解しがたいというような分野でもあります。それから、松野委員のほうから言われたんですけども、ハードのほうはもうほぼ大丈夫ことで、安心はしたんですけども、たしかに人が使うシステムの間違いという怖さというのは感じておりまして、今日、本当いろんな意見をいただきましたけども、参考にさせていただきました。今後とも住基ネットに係る情報の保護について研究してまいりますので、どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。